平成２７年（フ）第２３６６号
東京都板橋区板橋２丁目46－９－401
破産者　赤間　由直
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３８３号
東京都中野区野方２丁目14－９　メゾンＫ201
破産者　須川　　誠
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４０９号
愛知県名古屋市緑区桶狭間北２丁目1102－１加福ハイツⅢ　102、開始決定時の住所東京都荒川区西尾久２丁目22－３
破産者　佐藤己代子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４１６号
東京都台東区清川１丁目35－５　福田屋別館
破産者　後藤　政徳
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４２８号
東京都品川区戸越５丁目４－13－101
破産者　浜守　和也
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３５号
東京都立川市富士見町７丁目45－202
破産者　松風代志枝
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３６号
東京都立川市富士見町７丁目45－202
破産者　松風なか子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０８号
千葉県松戸市小金原４丁目26番地の14　めいと小金原102号
破産者　難波　　裕
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８９号
千葉県松戸市常盤平５丁目６番地の７
破産者　沖田　みや
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５６１号
東京都墨田区向島２丁目６番10号
破産者　株式会社丸本商事
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８３０号
横浜市旭区若葉台２丁目22番707号
破産者　有限会社Ｈｉ８
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３４号
静岡市清水区鳥坂656番地の２
破産者　有限会社シンコー
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３６号
大阪市中央区上本町西１丁目１番12号
破産者　株式会社美濃松
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６８６号
大阪市中央区瓦町３丁目２番５号辻井ビル
破産者　株式会社紺谷
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６３号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目４番15号
破産者　株式会社ウィズ・プラン
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３号
大阪市中央区今橋１丁目６番19号　コルマー北浜ビル
破産者　弁護士法人開明法律事務所
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４５号
大阪府豊中市庄内西町３丁目２番１号
破産者　株式会社Ｅ－ＨＯＵＳＥ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３６号
大阪市住之江区新北島８丁目１番17－509号
破産者　株式会社ストリーム
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１号
大阪府羽曳野市蔵之内513－８
破産者　有限会社三宅設備
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８２３号
堺市西区浜寺船尾町東４丁264番地
破産者　大和音響株式会社
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
大阪府摂津市正雀本町２丁目21番１号
破産者　有限会社イー・ティー・ワン
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
最後の住所北九州市小倉北区馬借２丁目１番１号北九州市立医療センター内、住民票上の住所北九州市小倉北区三郎丸２丁目１番20号
破産者　亡　川野陽一相続財産
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部